

2015年8月7日

《報道資料》

玉川高島屋 S・C 「消費税免税手続き代行」一括承りスタート

高島屋玉川店は2015年8月8日（土）より、子会社の東神開発株式会社が運営する「玉川高島屋ショッピングセンター（以下、「玉川 SC」）」に7月設置いたしました「消費税免税手続き代行一括カウンター」にて、免税手続きサービスを実施いたします。

高島屋玉川店と併設する専門店での免税手続き一括サービスを実施することにより、高島屋グループとして、増加する外国籍のお客様へのサービス拡充を図ってまいります。

今回は高島屋玉川店の他、免税手続き委託の承認を得た専門店テナント26店舗にてサービスの導入となりますが、順次対象店舗を増加してまいります。

先行して7月29日に「柏高島屋ステーションモール」にて免税手続き代行一括カウンターを設置しており、百貨店が核となるショッピングセンターにおいて、百貨店と専門店の手続が一括で行われるカウンターの設置については、高島屋グループが初めてとなります。今後は、「流山おおたかの森 S・C」においても導入を図ってまいります。

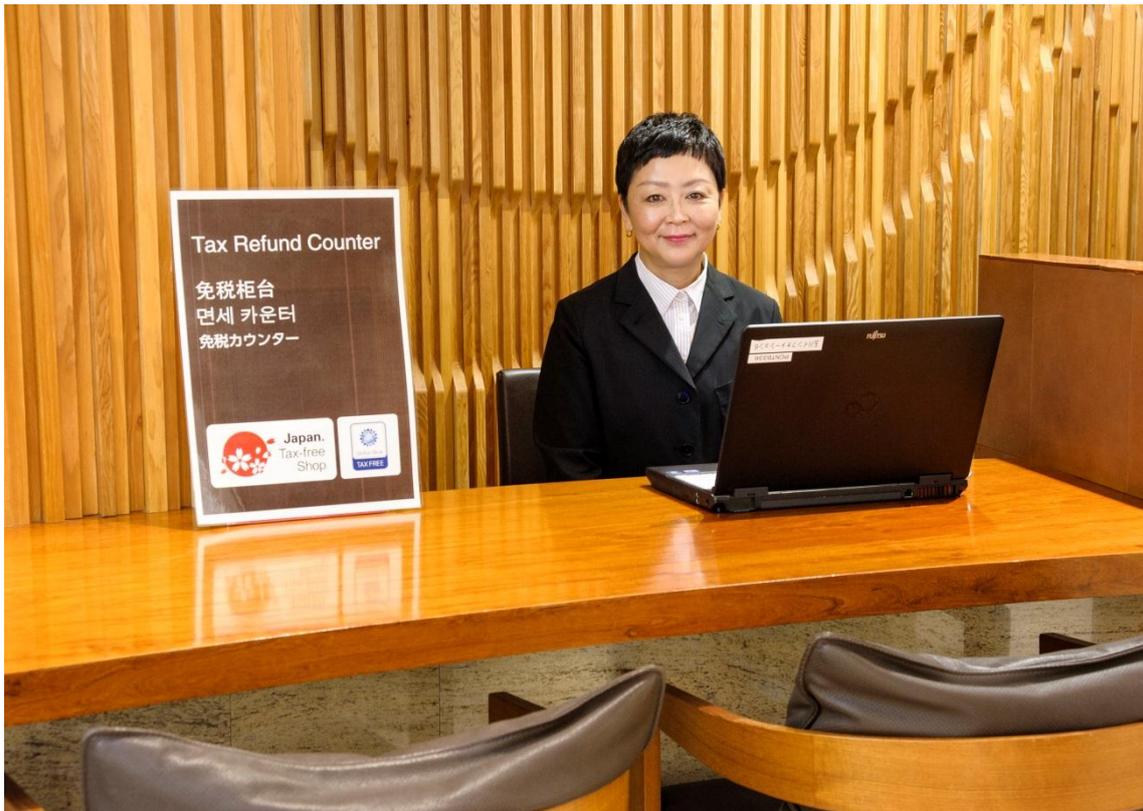
【消費税免税手続き代行一括カウンター概要】

施設名	玉川高島屋ショッピングセンター
設置場所	本館3階インフォメーションカウンター内
受付時間	10:00～21:00
取扱い免税店数	「玉川高島屋」及び専門店26店舗 ※順次対象店舗数は増加

従来玉川 SC における免税手続きは、「一般型免税店」である高島屋玉川店及び免税事業主申請を行った個別テナントそれぞれの店頭のみ手続き可能でしたが、2015年4月1日付「委託型輸出物品販売場制度」の創出により、一つの商業施設内における免税手続きを、一括で行うカウンターの設置が可能となりました。

※委託型輸出物品販売場制度・・・ 輸出物品販売場について、その販売場において免税販売する物品の免税手続きを、免税販売を行う事業者が代理させることができる制度

■免税カウンター



以上